

議案第四十五号

中央区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

中央区難病患者福祉手当条例（昭和五十一年三月中央区条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第六条中「次条第二号」を「次条第三号」に改める。

第七条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定の申請をした日の属する月において、他の区市町村からこの条例による手当と同種の手当の支給を受けていたとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

第九条第一項に次の一号を加える。

三 手当の受給を辞退したとき。

別表第九号を次のように改める。

九 免疫性血小板減少症

別表第七十二号を次のように改める。

百七十二 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
別表に次の七号を加える。

三百五十六 L M N B 1 関連大脳白質脳症

三百五十七 P U R A 関連神経発達異常症

三百五十八 極長鎖アシル－C o A 脱水素酵素欠損症

三百五十九 乳児発症 S T I N G 関連血管炎

三百六十 原発性肝外門脈閉塞症

三百六十一 出血性線溶異常症

三百六十二 ロウ症候群

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区難病患者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の中央区難病患者福祉手当条例第五条の認定を受けている者は、新条例第五条の認定を受けている者とみなす。

（説 明）

難病患者福祉手当の支給対象疾病の追加等をするほか、規定を整備するため、この条例案を提出します。